

味からいたしますと、法律改正というのは大変木きな意義があるというふうに思つております。もちろん、必要な方々にしっかりと生活保護が提供できるということ、これは大前提でござります。その上において、例えば就労支援等々、自立に向かつての取組、これをしっかりとしていくことが重要であります。そしてまた一方で、不正受給といふ問題がやはり大きな話題にもなったわけでございまして、この生活保護制度の国民の信頼性といふものを考えましても、ここはしっかりと対応をしていくようにしなければならぬというふうに思つております。

けれども、これに対する適正化、この点も大きな課題となつておりますので、このよつな点、これをしっかりと改正をさせていただく中において国民の皆様方に御理解をいただいて、やはりこれが最後のセーフティーネットでもあるわけでございまして、これから、生活保護制度をしっかりと運用できるように努力してまいりたいという思いの中において提出をさせていただいた次第であります。

供はするといふことは力強くおっしゃっていたな
きました。まずはそこが第一だらうと思つておりま
すので、是非よろしくお願ひしたいと思いま
す。

健康に着目した今回支援でございます。たゞ、

私も健康は必要だと思ひますし、医療費の抑制のためにも健康は大事だらうと思つております。ただ、今、現状を分析していきますと、受給者は、糖尿病ですか肝炎ですか、重症化するとなかなか完治が難しいというような方、それから精神や行動の障害の割合が多い、もう一点は六十年以上の割合が多いと。こういう方たちに対しまして、その意味では、自ら管理をするというのにはなかなか困難だらうと思ふんですね。

実は、支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない、何で國から努めなければならないと言わなければなりませんかと。これは努めていただきたいという思いなんだろうとは思うんですけれども、こういうような表現をされているというところで、この健康の部分に着目した支援というのが、ある意味、保護の停止判断につながるのではないかと思いますので、そこを惧もあるのではないかと思いますので、そこをしっかりとお答えいただきたいと思います。

○副大臣(佐藤茂樹君) 相原委員の御質問にお答えいたします。

今御指摘いただきましたように、努めていただきたいという思いなんだろうという、その趣旨は本当に我々も極めて委員と同様に大事な観点だと思つておりますし、特に生活保護の目的である自立助長を図る基礎として何より健康状態を良好に保つことが必要でございまして、生活保護受給者も自らの健康管理について主体的に取り組んでいたることが重要であると考えております。

このために、この今回の改正法案においては、一つは、この受給者が、今申されたように、自らの健康の保持及び増進に努める責務を具体的に明記するということ、もう一つは、福祉事務所の調査権限を強化いたしまして、効果的な支援を行えるよう健康診査結果等を入手可能にすると、こういう二つを規定させていただいているところでございます。

この規定によりまして保護の実施機関が必要に応じて効果的に支援を行えるようになると考えておりますけれども、健康管理はあくまでも受給者御本人が自主的に取り組んでいただくということが重要でございます。このため、結論になりますけれども、本規定による受給者の責務を果たさないことだけをもつて保護の停廃止を行うということは想定していないということを厚生労働省として申し上げたいと思います。

「 というのは、私ちょっと気に入らないんですけど、実は、支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない、何で國から努めなければならないと言わねきやならないかと。これは努めていただきたいという思いなんだろうとは思うんですけども、こういうような表現をされているというところで、この健康の部分に着目した支援というものが、ある意味、保護の停止判断につながるのではないかという皆さんの危惧もあるのではないかと思いまして、そこをしっかりとお答えいただきたいと思います。

○副大臣(佐藤茂樹君) 相原委員の御質問にお答えいたします。

今御指摘いたしましたように、努めていたただ

しっかりと受給者の皆さんにも周知いただきながら健康管理をしていただくという方向でお願いしたいと思います。

○政府参考人(岡田太造君) 生活保護費の約半分を占めます医療扶助の適正化を図ることは、生活保護制度に対する信頼を確保する上で重要な課題だというふうに考えておるところでございます。このため、医療扶助の適正化に向けて、電子レセプトシステムにつきまして、平成二十四年十月には、薬の過剰な多剤投与を受けている者や頻回に受診している者など不適切な受診が疑わられるもの、本年三月には、特定の診療や検査が多く行つて、つまり医療費も高くなること等につき配置というのもお伺いしておりますけれども、今後、医療費の適正化に向けてのエック体制の仕組み、これから検討されるのかどうかも含めまして、どのように考へておられるのか、お願いしたいと思ひます。

しっかりと受給者の皆さんにも周知いただきながら健康管理をしていただくという方向でお願いしたいと思います。

そこへいきますと、自治体によりましては住民の無料健診なども実施しているようでござりますけれども、こういう形でいきますと、生活保護の皆さんについても無料健診などを検討してはどうかと思うのですが、その点についてはいかがでしようか。

○副大臣(佐藤茂樹君) 今の無料健診の件でござりますけれども、現在、生活保護受給者など医療保険未加入者に対する健診については、健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施をしているところでございまして、受給者に対する市町村が実施している健診はほとんどが無料であると聞いております。ただし、財政的に非常に厳しくそういう市町村、若干の例がありますが、ただ、ほとんどが無料であると聞いておりまして、また国庫補助基準額を増額させて市町村に対し補助金を交付しているところでございます。

また、平成二十五年度の地方交付税では、福祉事務所が健康面に関する支援を強化し、必要な体制を整備できるように措置しております、この生活保護の実施機関においても健康管理が必要な方に対する支援をきめ細かに行っていくこととしておりまして、こうした取組を通じて、生活保護受給者の健康面に着目した支援についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○相原久美子君 自治体によりましては、いまだ未実施のところもございます。その点につきまして是非よろしくお願ひしたいと思います。

医療扶助の適正化でございますけれども、これもまた必要なことだらうと思います。それで、二年で國に、地方厚生局による指導等も実施でござるようにするということでござります。各地方厚生局に指定医療機関に対する指導を行う専門員の

○政府参考人(岡田太造君) 生活保護費の約半分を占めます医療扶助の適正化を図ることは、生活保護制度に対する信頼を確保する上で重要な課題だというふうに考えているところでございます。

このため、医療扶助の適正化に向けて、電子レセプトシステムにつきまして、平成二十四年十月には、薬の過剰な多剤投与を受けている者や頻回に受診している者など不適切な受診が疑われるもの、本年三月には、特定の診療や検査が多く行われている医療機関などを請求がほかに比べて特徴がある医療機関などを容易に抽出できるよう、機能の改修を行つたところでございます。現時点ではその全ての活用状況は把握してございませんが、地方自治体からお聞きしますと、システムの改修により不適切な受診を行つていてるもの迅速な抽出が可能になったため、頻回受診者に対する適正受診指導の効果は生じているというような個別の報告も受けているところでございます。

また、改正法案では、一部の医療機関などによる不正事案につきまして厳正な対処を行うため、都道府県知事などが指定しました医療機関への立入検査などについて厚生労働大臣も行えるようにさせていただいている。これは、一義的には地方自治体に指導権限がござります医療機関におきまして、例えは重大な不正が行われているおそれがあつて地方自治体だけでは迅速かつ十分な対応が取れないなど緊急に対応する必要がある場合などには、必要に応じて國も地方自治体と連携しながら指導を実施できるというようなことにし、そういうことを想定してやつていただきたいというふうに考えていいところでございます。

こうした取組を通じまして、医療扶助の適正化を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○相原久美子君 医療機関への指導等々につきましては、一義的には地方自治体ということにならうかと思いますけれども、しかしながら、今的地方自治体の状況を鑑みましても、なかなか人的な体制等々でも非常に難しいところもございます。これは実際にお聞きなつていいかと思います。是非、國も積極的な協力をしていただきまして、適正な形での指導をお願いしたいと思います。

それでは、今回の改正で福祉事務所に保健師の配置、いわゆる健康相談等々ができるよつた専門職を配置するとなつていいかと思います。ただ、私も地方自治体に、あちらこちらに伺いますと、実は今、保健師ですとか地域包括支援センターで保健師が足りないというのが現状です。三・一のときには非常に明らかになつたのですけれども、実は本当に、被災者の方たちの相談を受ける、健康相談を受ける、指導をしていく、このときに保健師がないということが相当問題になりました。各地方自治体から保健師の派遣をお願いしてまいりました。しかしながら、各地方自治体もなかなか自分のところもいらないという現実がありました。それと、今、年度途中退職、これについても募集を掛けてもいらっしゃらないというような現実がござります。

このような状況を踏まえていきながら専門職の配置というのをどのように対応しようとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○副大臣(佐藤茂樹君) 今御指摘の各地方自治体の保健師の方々というのは、本当に地域住民の健康の保持、増進を図る上で大変重要な役割を担つていただいていると認識しております。

各地方自治体に所属する保健師の数でございま

すが、全国で今三万二千五百十六人配置されております。これは、各地方自治体の総職員数が減少している中で実は増加傾向にございまして、例えば、昨年度から今年度に比べまして三百九十二人増という、そういう状況になつております。

その上で、この平成二十五年度の地方交付税で

は、福祉事務所の健康面に関する支援体制の強化を図るため、専門的な支援を行う者の配置を可能としておりまして、現在、地方自治体に対して全国会議等を通じて福祉事務所の健康面に関する支援体制の強化を促しているところでございます。

また、地方自治体の体制は地域の事情に応じて自治体で判断されることとなるんですが、生活保護受給者も含めた地域住民の健康面に関する支援が適切に行われるよう、引き続き機会をとらえて地方自治体へ周知をしてまいりたいと考えております。

○相原久美子君 恐らくこれから、今回の法律にのつとつて必要な人員を算定いたしますと、一千人以上は必要になるだろうと思います。ですから、それだけに、有資格者も相当数いるかと思いまして、そういう方たちの活用も含めて是非御検討を続けていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

不正・不適正受給、これについて質問をしたいと思いますが、これらることは決して許されるものではないというのは明らかでございます。しかしながら、罰則の引上げですか返還金の上乗せだけで十分な対応になるとは私は思えません。

ケースワーカーの抱える標準件数、社会福祉法では一定、都市ですと一対八十でしたか、そんな形で出ているわけすけれども、しかしながら、今日、新宿区役所に視察に参りました、委員会で。ここで一人当たりのケース、持ち件数、百から百二十、こんな状況です。もちろん、地域性でかなりばらつきはあるとは思いますけれども、があちらこちらヒアリングしましたところ、やはり百ケースを超えているという自治体が結構あります。

こんな状態の中で、これからいわゆる扶養義務者への報告を求めるなど、もちろん自治体、福事務所にそういう調査権限の拡大というようなことを併せていきますと、なかなかやつぱり、適切な効果を上げるために、これは法律上だけではない、人員の拡充なくしては効果が

上がらないのではないかと思つております。そういう意味で、福祉事務所の体制強化についてどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官(高島修一君) 相原委員にお答えをいたします。

私も先般、今お話を出ました新宿の福祉事務

所、視察をさせていただきました。

生活保護の不正受給は制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題でございまして、厳正な対処が必要でございます。このため、今回の生活保護法の改正案では地方自治体の調査権限の強化を図ることとしておりまして、具体的には、資産及び収入に限定されている調査事項につきまして、求職活動の状況、それから健康状態等を追加するとともに、調査対象者に過去の保護を受給していた方などを追加いたしました。官公署等への情報提供の求めに対しましては、適正な保護の実施に必要な範囲で情報提供すること等の改正を行うこととしております。これによりまして、保護申請の受理から決定までの期間の短縮やケースワーカーの負担軽減にもつながると考えております。

また、平成二十一年度以降、毎年度地方交付税

算定上的人数を増やしてまいりましたが、御指摘はごもつともございまして、今年度はケースワーカーの大大幅な増員など、福祉事務所の体制強化を図ったところでございます。これにつきましては、全国会議等を通じまして、地域の実情に応じて福祉事務所の体制強化として必要な人員配置がなされるよう、地方自治体に対して依頼をしております。

そして、やはり徹底した周知と、相談を受ける

側ですね、この方たちのやはりラインも統一していかなければならぬわけですよね。こちらの方に相談するのとこちらの方に相談するのとそこがあつてはいけないという思いでは、やはりそういう研修等々も必要なのかなと思っております。是非、その部分。

それから、併せまして、過去に被保護者であつた方、これについても今調査できるというようなお話をございました。そこでいいますと、今働いていてそして結局そういう形の対象になるということになりますと、雇用関係が、やはり継続が懸念されるケースも出てくるのではないか、そういうところに対しても十分慎重であらねばならないのではないか、そういう点について是非お答えをいただけだと思いましたし、今日配付させていた

だいておりますように、先ほど大臣からお話をございましたように、やはり自治体ごとによつて違うわけです、受け止め方が。こういうことがあつてはならないわけですから、是非その点につきましてもしつかりとした対応をお願いしたいということでお答えをいただければと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 今委員がおつしやされました扶養義務者に報告を求める規定についてでありますけれども、基本的に、「これはまさに扶養、これ自体、明らかに可能と思われるけれどもそれを履行しない者であるということでございますし、ある意味そこには、家事審判等々を行つても費用を徴収するという當然性が認められる、そういう方に限定をされるわけでございまして、三親等の親族が全てというわけではないわけであります。

その前提において、じゃ具体的にどういうような方々かというふうに言いますと、まず、もう頗る見たくないだとか、そもそもDVだとか、そういうような問題があつて付き合いがない、若しくは逆に自立を阻害してしまうというような場合、それは当然当てはまらないわけでありまして、定期的に会つているというような、それで交際関係ちゃんとあるということがまず大前提であります。

その上で、やはり、例えばこれは具体例でありますけれども、その被保護者の言つなれば扶養手当であるとか扶養控除、こういうものを受けたおられる、これはもう事実関係扶養しているわけでありますから、こういう方々、さらにはちゃんと資力があるというような方、収入ですよね、こういふことを総合的に判断をするということでおさいますので、抜いてこれとこれというわけではなく、そういうものを総合的に判断して、これは蓋然性があるなど、本来扶養していただかなければならぬ方だなという場合に限つてこの報告を求める規定の対象といたしておるわけであります。

併せて申し上げれば、ばらつきがあつては困る

ではないかというお話をございました。もちろん、まず先ほど高島政務官の方からお答えしましたけれども、これだけ生活保護者が増えてきている中においてケースワーカーの方々の数という問題これを何とか増やしていくかなぎやならないといふことで、今年度は大幅増員、まあ大幅増員といふのは、全体では大幅増員なんですが、それでも、これだけ生活保護者が増えてきていたりますけれども、これだけ生活保護者があつてきていたります。各自治体ごとではそんな何十人も増えたという話じやないわけですが、しかし全体として大幅増員の予算を確保してそれを図つてはいるところでありますし、来年度に関しましても、これ今、関係省庁とちゃんと連絡を取り合いながら何とかこの枠を増やしてまいりたいと、このように考えております。

あわせて、その質の担保という意味では、まず福祉事務所内の所内研修、こういうもの等々にしっかりと国の方も補助等々していく必要があるうと、このよう思つておりますし、更に併せて申し上げれば、ケースワーカーの全国研修のよう形态で、その今言われたような部分がばらつきが出ないような、そのような研修もしっかりと行つて、今御心配等々ある点をしっかりと解消をしてまいりたい、このように思つております。

それともう一点、以前、保護を受けておられた方々の調査、これが対象に加わつたという話でございますが、これに關しましては、元々保護を終わつた後でも、どうもこれは不正だつたなというものに対しても、やつぱりちゃんとそれを請求をしていかなきやならないわけでありまして、不正は不正で我々はこれは毅然と対処をしていかなきやならぬわけであります。

ただ、今委員が言われた御心配な点は、本当に不正をしたのかどうか分からぬのに、例えば会社を調べて、その結果会社を辞めざるを得なくなつた、実際問題、不正していなかつたよなんてことが起つたら、それは何をしたかよく分からぬという御心配なんだろうというふうに思いますが、相原久美子君 是非慎重な対応をお願いしたいと思います。

それと、私も、非常勤職員ですけれども、地方自治体におりました。福祉事務所の中におましものですから、保護課の状況ですか何かはよく分かっているつもりですけれども、やはり今の自治体は二、三年で異動されていくわけです。ケースワーカーについても同じです。公権力を使つところなものですから、いろいろと長くいるこの良さもあるけれども、悪さもあるという点で私も認めざるを得ないんですけれども、実はそうなも認めざるを得ないんですけれども、実はそうなりますと、本当に研修と意識の醸成というのには必要になつてくるわけです。個人によつて非常にばらつきが出てきかねないというところがありますので、是非統一した形、難しいかもしれないけれども、研修の方も是非本当に真剣なる検討をお願いしたいと思います。

それでは、ケースワーカーについてお伺いしたいと思います。

福事務所というのは、まさに今、地方公務員のみならず国家公務員についても、いわゆる定数の抑制、これが掛かつてまいりまして、そしてなつかつたものですから、先ほど大臣が相当増やしてきておりますというお話を聞いておりますけれども、実際にいわゆる交付税が色が付いていないということもありまして、私は、これは一義的に國だけの責任ではなくて、地方自治体の責任といふところはしつかりと持つていなければならぬというふうに思つております。弱者の部分にどうやつて目

そこで、そのような生活保護自体がもう既に終了され、その後の事後的な調査に関しましては、かなりこれは不正をしている疑いが濃いといつてくださいて、この生活保護制度の信頼性というものをしつかりと担保してまいりたいというふうに思つておりますので、御心配になるような点、しっかりと全国研修等々含めまして我々周知徹底をしてまいりたいというふうに思つております。

○相原久美子君 是非慎重な対応をお願いしたいと思います。

それと、私も、非常勤職員ですけれども、地方自治体におりました。福祉事務所の中におましものですから、保護課の状況ですか何かはよく分かっているつもりですけれども、やはり今の自治体は二、三年で異動されていくわけです。ケースワーカーについても同じです。公権力を使つところのものですから、いろいろと長くいるこの良さもあるけれども、悪さもあるという点で私も認めざるを得ないんですけれども、実はそうなりますと、本当に研修と意識の醸成というのには必要になつてくるわけです。個人によつて非常にばらつきが出てきかねないというところがありますので、是非統一した形、難しいかもしれないけれども、研修の方も是非本当に真剣なる検討をお願いしたいと思います。

それでは、ケースワーカーについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 福祉事務所の職員の方々、ケースワーカー、大体全国で今約一萬八千名というふうに我々認識いたしておりますが、そのうち今委員がおつしやられた非常勤の方々、四%に当たる約七百人ぐらいが非常勤であるといふふうに我々認識いたしております。

今言われた、公権力が扱うところといいますからほすところ、そういうところにこのような非常勤のケースワーカーの方々が位置しておられるといふこと自体、地方公務員としての服務規律、これ掛かつてこないわけでござりますので、そういう意味からいたしますとやはり適当でないというふうに我々も思つております。

しかし、一方で、全体として福祉事務所のマンパワー自体が不足をしておるということも事実でござりますので、ですからケースワーカーを今一

生懸命増員をさせていただきてそれに対応をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、それぞれ各地方自治体、大変な財政難の中で御労苦されておられるわけでござりますけれども、できる限り我々も支援をしてまいりたいと

○相原久美子君 業務によって私は、臨時ですか非常勤ですか、使うところもあるうかと思ひます。ただし、そはいつても、今的地方公務員は本来想定していない、恒常的で基幹的な業務というのは正規の職員でという形になつてゐるわけですから、これは自治体の状況にもよりますけれども、自治体のところにしつかりとした意図を伝えませんとある意味本当に無尽蔵に転換していくかねないというところがござりますので、是非、適当ではないといつお答えでしたので、そういう旨で私どももしつかりとやはり厚生労働省のそういう面の財源の確保には、まあ全員が恐らく後押しできるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこの中でも、今、総務省にお伺いすることになりましたが、この地方自治体の厳しい財政状況の中で、結局、ケースワーカーの入件費、扶助費の地方負担分、これが大きくなつてきているというので地方議会からの要請文なんかも届いているかと思ひますけれども、現在のその交付税の算定の方法ですね、その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木信之君) 生活保護につきましては、ケースワーカーの入件費それから保護費等

の地方負担分について地方交付税の基準財政需要額に算入することにより措置をしております。

先ほど厚労政務官からお答えもございましたけれども、ケースワーカーの入件費については、近年、生活保護受給者が増加しているという状況等を勘案いたしまして、標準団体における措置人員数を平成二十一年度以降毎年度増やしてきているということでございまして、各団体の生活保護受給者数に応じた補正も行つて基準財政需要額に算入をしております。

また、生活保護費等の地方負担分、給付に係る

地方負担分についてでございますが、各地団体の実態を可能な限り反映すると、そういう考え方

に立ちまして、生活扶助や住宅扶助等、扶助の種

類ごとに、前年度の実績を基に団体ごとに推計をした扶助人員数及び国の単価に基づきまして所要額を算定し、基準財政需要額に算入しているといいます。さらに、各団体において、年度の途中で生活保護受給者が増えてくるということもございます。そうした場合には翌年度の算定において精算をします。

今後とも、地方団体の意見を聞きながら、地方交付税の適切な算定に努めてまいりたいと考えております。

○相原久美子君 そうなりますと、交付税では一定措置されてきたと。そうすると、やはり自治体の姿勢なんですね。まあここで大臣に言いまして

もあれですけれども、でも、大臣の思い、それをしっかりと地方自治体にも伝えていただきまして、やはりそこは国全体として生活困窮者等々に必要な対応をする体制をつくるのだという、そこは声を大にしておっしゃつていただきたいなと思います。

生活保護改正につきまして最後の質問になります。

○相原久美子君 先ほど来から何度もしつこく確

認をさせていただきました。国としての姿勢はそういう形だらうと思います。そこで先ほどの件に

結び付くわけですねけれども、各地方自治体によってこの取りようが様々で、水際作戦などと言われないように、是非とも御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○相原久美子君 先ほど来から何度もしつこく確認をさせていただきました。国としての姿勢はそ

ういう形だらうと思います。そこで先ほどの件につなぐといった運用をしつかりと徹底してまいりたいと考えております。

今後、例えば対象者と相談する中で、対象者本人が生活保護制度の利用を希望する場合や、相談員が生活保護が必要と判断した場合に生活保護に受けているかどうかにかかわらず、保護を申請、受給することは可能でございます。

それから 生活保護費に関しても これに乗じた悪徳ビジネスの存在、これが結構課題になつておりました。そして、今回また、配付しております資料にありますように、実は求職者支援金の不正受給の話も、このNPO法人の部分、逮捕者が出てたというような報道もございます。新たな貧困ビジネスにつながりかねないというところが懸念されるわけですから、実施に当たつて悪質事業者の参入をどう防ぐのかというのも本当に必要なことだろうと思つています。

の違いは、運営費を助成する仕組みとしておりません。ですから、事業者が公費を期待して参入するということはないものと、そのように考えておられます。が、その上でも、この事業の利用者については、自立相談支援機関が、具体的には自治体であるとかNPOが定期的にアセスメントを行つて、本人の状態に応じた適切な支援が行われることをしっかりと確保していくこととしております。

こうした取組を通じて、就労訓練事業の運営が刃物などのによるようになり、つづいて、

と思ひます。是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

○相原久美子君 今まで幾つか懸念される部分等々について割に明確なお答えをいただけたかなと思つております。

ただ、しかしながら、やはりどうしても給付が抑制さるつもりはない、か二か、そういう不安を

個々の段階に応じて連続的に行われていくことが重要でございます。新法の運用に当たりましては、自立相談支援機関とハローワークなどの関係機関が適切に連携するよう努めてまいりたいと存じます。

の施策が適切な役割分担の下、生活困窮者の

○副大臣（佐藤茂樹君） それじゃ、前半の部分は
私が答弁して、後半、田村大臣、答弁させていた
だきたいと思いますが。
〇副大臣（佐藤茂樹君） でも必要だろとは思つておりますけれども、実際
に様々なNPOもありますし、そこをしっかりと
実施後どういうふうに防ぐのか、それと実施後の
検証、これをどう考えていらっしゃるのかお伺い
したいと思いますし、私、出身が北海道です。北
海道の方の片田舎などに行きますと、実はNPO
などというものが存在しないところもあり
ます。そういう意味では、地域の福祉を担つてき
た、中核を担つてきた社協とかというのは大体の
自治体にあつたりもしますので、そういうこと等
も活用しながらと考えておりますが、いかがで
しょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 後段の部分でございますけれども、自立相談支援事業でありますとか就労準備支援事業、こういうものは直接もちろん自治体がやることもできますけれども、委託するともできるということでございまして、民間に委託、そういう意味ではNPOという話もございましたけれども、なかなか地方によつてはNPOがしっかりと育つていないところもありますというお話をございました。社協がそれを担われるというのには、それは我々も期待をいたしておりますのでありますし、他にも社会福祉法人というようなところが担つていただくということもあります。また、生協というようなところが担つていただくこともあります。

結び付けていくという、こういうつくりが、一事業一事業で完結するのではなくて、連携というのが必要なんだと思うと思っております。

今日、新宿のところで、実は、福祉事務所とハローワークの連携、ワンストップサービス、本当にきめ細やかな対応もしていらして、私は本当に良かったなと思うんですけれども、同じようなことだらうと思うんです。就労をするための準備、この事業で終わつてしまわないように、いかにも次に、就労につながる形、それは職業訓練であつたりとかハローワークとの結び付きであつたりとか、いろいろ考えられると思います。厚生労働省のだけではないいろいろな所管にまたがる部分もあるかもしれません、そういう連携を付けていたりとか、しなければならないと思っておりますが、こ

持つていらつしやる方もおりますし、不適切な、不適正な支給と思っていないまでも、どうしてもそういう状況になつてしまつた、どうしたらいいんだろう、後から来られたらと、そういう不安も、今回の法又だけを見ていますと、不安を抱えるだらうと思います。是非その辺につきましては、先ほど来お答えいただいておりますように、慎重な対応と、そして水際などと言わぬい、必要な方には必要な支援をする、そしてなおかつ、自立を促していくというのは、一番この国にあって、納税者を増やしていくこともある意味生活保護費等の抑制にもつながるわけですから、よろしくお願ひいたしまして、質問を終わりたいと思います。

御指摘の就労訓練事業でございますが、これは民間主体の自主事業として、直ちには一般就労が難しい方に対して訓練とともに支援付きの就労の場を提供するものでございます。この事業が適切に行われるということが極めて大事だと思っておりますので、そういうことを確保するために、今回の法案においては、都道府県知事等が就労訓練事業者の認定を行うとともに、認定を受けた事業者が認定基準に適合しなくなつた場合にはその認定を取り消すことができるとしております。

さらに、今回の求職者支援訓練に対する不正事案の件、相原委員、述べられたのですけれども、この就労訓練事業については、今回の不正事案と

いすれにいたしましても、求めに応じ、どういうようなサービスをちゃんと提供していただくかということが重要でございまして、そこは各自治体がしっかりとその点を確認をしていただいた上で各団体に委託をしていただくことが必要かというふうに思つておりますので、しっかりとこの制度が動いていくよう我々も周知徹底を図つてまいりたい、このように思つております。

○相原久美子君 認定を取り消す場合もあり得るところ、そういう権限も都道府県に与えるということになりますと、常のやはりチエック体制、いわゆる適合しないという例が出てこないうちにしつかりとチェックをしていくことも必要なのか

○大臣政務官(高鳥修一君) お答えをいたします。
についてお願ひいたします。
新法に基づきます就労準備支援事業と求職者支援制度は、いずれも第二のセーフティーネットとして機能いたしますが、求職者支援制度は、就労への意欲と基礎的能力のある方に対しまして職業訓練の実施等による実践的な就労支援を実施するものでございます。一方、就労準備支援事業は、求職者支援制度の対象には達していない層に対しまして日常生活や社会生活に対する支援等も含めて就労支援を実施するものでございます。
生活困窮者の就労を支援するためには、これら

○薬師寺みちよ君 みんなの党的薬師寺みちよでござります。
本日も質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございました。また、午前中は、新宿区の福祉事務所、そしてハローワーク、自立支援センターを見察させていただきました。これをもじまして、机上の空論ではなく、実態に基づいた議論とさせていただきたいと思います。そのため、本日は、前回十一月七日の議論と、そして視察の結果を受けた質問ということにさせていただきます。
まず疑問に思いましたのが、口頭で、生活保護申請が受けられなかつた場合に、申請者が不服申

○薬師寺みちよ君 みんなの党的薬師寺みちよでござります。
本日も質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございました。また、午前中は、新宿区の福祉事務所、そしてハローワーク、自立支援センターを見察させていただきました。これをもじまして、机上の空論ではなく、実態に基づいた議論とさせていただきたいと思います。そのため、本日は、前回十一月七日の議論と、そして視察の結果を受けた質問ということにさせていただきます。
まず疑問に思いましたのが、口頭で、生活保護申請が受けられなかつた場合に、申請者が不服申

立てを行う方法というものは口頭でも可能なのかどうかということを質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

思ひます。よろしくお願ひいたします。
○政府参考人(岡田太造君) 行政の処分に対しても、不服がある場合の救済制度として、行政不服審査法に基づきます不服申立て制度というのがござい

代房で会うことがあります。新規請求を行なうことが可能になります。これまで、これらの事情を抱える方々に対しして、も配慮がなされているものだというふうに承知しているところでございます。

には詰めかけていらっしゃいました。本当にその時間に耐えられるでしょうか。しっかりとその実態に合った制度としていただきたいんです。その中に要件が満たされたらいらしゃる方があれば、一日も早く受給できるような制度設計の見直し、改めてお願いを申し上げます。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございました。
次に、生活保護に係る事務を含めた全体の事業
費はお幾らなのか、お答えいただけますでしょうか

確さと迅速性を確保するため、審査請求、これは不服申立ての一つの制度でございます、生活保護の処分はこの審査請求の対象になろうかと思いますが、この審査請求は書面を提出して行うことを原則としているところでございまして、生活保護制度におきます審査請求についても同様に書面を提出して行なうことが必要でございます。

がいらっしゃらない方も大変多うございます。ですので、一方で制度改革が行われても、やはり制度と制度のはざまで苦しんでいらっしゃる方はまだまだたくさんいらっしゃいます。ですから、その点も今後御考慮いただければと思っております。

○政府参考人(岡田太造君) 生活保護の不正受給に係ります返還金の徴収までの具体的な手続を御説明したいと思いますが、現行におきましては、

○政府参考人(岡田太造君) 生活保護に係ります生活扶助であるとか住宅扶助とか、そういった生活保護の給付の関係の事業費でございますが、平成二十三年度の事業費は国と地方の負担分を含めまして三兆五千十六億円というふうになつて、いるところでござります。

事務の関係の費用でございますが、ケースワーカーにつきましては、これは自治体職員というう

本日、近藤区に参りましたが、この生活保護費の一事
しおかしくはないでしょうか。まず、百八十三回
国会において提出された法律案に修正がまず加え
られたということでございます。保護申請に係る
取扱いは書面でなくてももよろしい、口頭でも可と
しようじやないかという議論が今行われているわ
けです。その議論が行われているにもかかわら
ず、不服申立てが口頭ではなく書面によるものし
か受けられない、これは矛盾しておりますんで
しょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 先ほど御説明しましたように、行政の処分に対しても不服がある場合の救済制度といったしましては、行政不服審査法に基づきます不服申立て制度がございます。このうち生活保護制度に関するものは審査請求というふうになりますかと思いますが、生活保護制度におきましても、福祉事務所が行つた保護の決定、実施に関する処分について不服がある場合は、処分があつたことを知つて日から六十日以内に都道府県知事に

中の説明に耳を傾けながら聞いていらっしゃる方もたくさん座つていらつしやいましたけれども、実際に事務方の方にお伺いしましたら、漢字が読めない、この意味が分からぬ、そういう方々がそのまま窓口には座つていらつしやるんですねというお答えをいただきました。であれば、口頭でも不服申立てができる制度の確立というものが併せて必要なんではないでしょうか。

ことにされているところでござります。
また、生活保護法におきましては、審査請求に対する裁決すべき期間を五十日以内と定めているところですが、各自治体においてはでき得る限り迅速な裁決を行うよう努めているところでございますが、五十日以内に裁決がなされない場合には、審査請求が棄却されたものとみなして再審査請求、厚生労働大臣に対する再審査の請求又は訴訟を提起することを可能にしているところでござります。

○薬師寺みちよ君 大変長く掛かるようでございますけれども、今日拝見いたしましても、水際で、本当に生活が厳しいとおっしゃる方々が窓口でござります。

す。これらの徴収までの手続につきましては、現行の返還金の徴収とおおむね同様のものとなると考えておりますが、詳細については施行までに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、法改正前の不正受給につきまして改正後の規定が適用するかどうかということにつきましては、返還金の加算の規定につきましては、この法律の施行前に支給した保護費に係る不正受給についてではこの法律によります改正後の規定は適用されません。施行前の不正については適用されません。これは返還金の加算の規定でござります。

なお、保護費との調整の規定につきましては、

○政府参考人(岡田太造君) 平成二十三年度の実績でございますが、約十二万六千人を対象にいたしまして、ハローワークと福祉事務所とのチーム支援、それから福祉事務所におきます就労支援員を活用した就労支援などを行っておりまして、その結果、約五万人が就労。それから增收につながっているところでございます。その結果、保護費の削減額は約百四十三億円でございます。実際事業に掛かりました費用を差し引きますと、約六十八億円の財政効果が上がっているというようになりますがどのくらいなのか、教えていただけますでしょうか。

な現状でございます。

○薬師寺みちよ君 今朝も、自立支援センターふるさとの会を視察させていただきました。社会の中で再び役割や人間としての尊厳、居場所を回復するための支援、それは切れ目なく行っていかなければならぬということも学ばせていただきました。このような個人の幸福を追求するということとはもちろんのことなんですかとも、さらに社会としても大きな効果がこの就労支援には認められております。今の数値にも表れていると思います。

就労支援について、更に付け加えて質問をさせさせていただきます。

前回、十一月七日の質疑の際に、岡田局長より、生活保護受給者の二十歳から六十四歳までの稼働年齢にある者で未就労者のうち福祉事務所の見解において就労支援が必要だと判断した方は、平成二十三年時点で三十七万人いると見込んでいました。御答弁をいただいたところでございました。就労支援が必要であると福祉事務所で判断をした具体的な基準を教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 二十歳から六十四歳までの就労年齢層のうち就労が困難な方がいらっしゃるということでございまして、これは具体的に言いますと、傷病であるとか障害、それで働けないような状況にないということ、それから育児であるとか家族の介護などということでやっぱりなかなか就労が難しいというような、個々の状況によって就労が困難な方がいらっしゃいます。そういう方を、稼働年齢層の方からその就労が困難な方を差し引いて、残りの方についてはその持つ稼働能力を活用していただくことが必要だと、ということは就労支援が必要だというふうに判断していることでございまして、結果として、稼働年齢からそつした個々の事情によって就労が困難な方が平成二十三年度で約三十七万人いるというふうに見込んでいるところでございます。

○薬師寺みちよ君 では、具体的な就労支援の内容も教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 生活保護を受けられている方の働く能力であるとかそれから取り巻く環境というのは様々であるというふうに考えておりまして。そのために、本人の意欲、能力、それから環境に応じたきめ細やかな就労支援を行っていきることが重要であるというふうに思っております。

そのため、具体的には、各福祉事務所に専門的な方を配置していただきまして、履歴書の書き方であるとか面接の受け方、どういう質問に対してもういうふうに答えるか、どういう姿勢だとどういう洋服を着ていくのかとか、そういうような面接の受け方であるとか、ハローワークへの同行訪問を支援するというようなことを行っております。

そのほか、ハローワークの方に就職支援ナビゲーターというのを配置していただきまして、そのナビゲーターの方が福祉事務所と連携して、両者のチーム支援によりますきめ細かな職業相談、職業紹介などの支援を行っているというような状況でございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。今伺ったところによりますと、就労支援が必要だと判断をした三十七万人という数字が上がつてまいりましたが、就労支援を受けられなかつた方々は何人で、それはその三十七万人の中のどのくらいの割合になるんでしょうか、教えていただけますか。

○政府参考人(岡田太造君) 先ほど申しましたように、二十三年度におきまして二十歳から六十四歳までの稼働年齢層のうち就労支援が必要だと判断された方がまず約三十七万人いらっしゃいました。それから、ケースワーカーが直接就労支援を行っているケースもございまして、こういう方が約十六万人の方がいらっしゃいます。これ以外

の、これらの具体的な支援を受けられない方が約十万人ということで、約三十七万人に対しまして約三割ということになつてているようになります。

この十万につきまして、何らかの事情によりまして就労の意欲など稼働能力が相対的に高くない

ため、これらの具体的な就労支援を受けていないというような状況であるというふうに考えているところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。では、その支援を受けられなかつた十万人の方々に対して今後どのような取組をしていくこうとお考えでいらっしゃるんでしょうか、お教えただけますでしようか。

○国務大臣(田村憲久君) 今説明があつたところでありますけれども、そもそも就労意欲自体が非常に落ちておられる方々が多いわけでありまして、福事務所の就労支援を具体的に行つていく

といふものもあるんですけれども、まず日常生活が乱れておられたりなんかしまして、生活習慣、これが改善をますることから始めなきやいけないでありますとか、また、人と余り会つておられない、そういうような状況の中でもコミュニケーション能力、これ自体が落ちておられるの

で、こういうところを向上をするためのいろんなお手伝いをしていく中において、就労意欲といいますか、環境を良くしていくと。

その上で、就労意欲が上がってこられましたら、先ほど来話が出ておりますとおり、例えはケースワーカーの皆さんのが就労支援をいただいたりでありますとか、また福祉事務所とそれからハローワークが、ナビゲーターという話も今出ましたけれども、チーム支援を行つたりであります

が、このうち、ハローワークと福祉事務所のチーム支援、それから先ほどの福祉事務所の就労支援された方がまず約三十七万人いらっしゃいました。それから、ケースワーカーが直接就労支援を行つていても、また福祉事務所等々の就労支援員等によりますと、また精神保健福祉業務を効果的に展開していただけます精神保健福祉事業を実施するように、精神医療に関する知識それから技術を提供するとともに、精神障害者の保健や福祉に関する相談や指導のうち、保健所ではなくか対応することが難しいような専門的な知識を必要とするようなものについての対応を行つてているとい

が本当に最近注目されまして、様々な職種の皆様方がその患者様のために多角的な視点で分析をしながら支援をしていく、まさにそのような視点を今回の制度の中にも織り込むように私どもも努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、次に、生活保護受給者の中の精神疾患をお持ちの方について質問をさせていただきたいと思います。

精神疾患患者やその疑いがある者については、保健所や各都道府県などに設置をされている精神保健福祉センターなどが行つていて、うつ病や依存症などの精神疾患に関する相談などを活用した支援を行つていて、この十萬につきまして、何らかの事情によりまして就労の意欲など稼働能力が相対的に高くない

ため、これらの具体的な就労支援を受けていないというような状況であるというふうに考えているところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。では、その支援を受けられなかつた十万人の方々に対して今後どのような取組をしていくこうとお考えでいらっしゃるんでしょうか、お教えただけますでしようか。

○国務大臣(田村憲久君) 今説明があつたところでありますけれども、そもそも就労意欲自体が非常に落ちておられる方々が多いわけでありまして、福事務所の就労支援を具体的に行つていく

といふものもあるんですけれども、まず日常生活が乱れておられたりなんかしまして、生活習慣、これが改善をますることから始めなきやいけないでありますとか、また、人と余り会つておられない、そういうような状況の中でもコミュニケーション能力、これ自体が落ちておられるの

で、こういうところを向上をするためのいろんなお手伝いをしていく中において、就労意欲といいますか、環境を良くしていくと。

その上で、就労意欲が上がってこられましたら、先ほど来話が出ておりますとおり、例えはケースワーカーの皆さんのが就労支援をいただいたりでありますとか、また福祉事務所とそれからハ

ローワークが、ナビゲーターという話も今出ましたけれども、チーム支援を行つたりであります

が、このうち、ハローワークと福祉事務所のチーム支援、それから先ほどの福祉事務所の就労支援された方がまず約三十七万人いらっしゃいました。それから、ケースワーカーが直接就労支援を行つていても、また精神保健福祉業務を実施するように、精神医療に関する知識それから技術を提供するとともに、精神障害者の保健や福祉に関する相談や指導のうち、保健所ではなくか対応することが難しいような専門的な知識を必要とするようなものについての対応を行つていているとい

うような状況でございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございました。

実は、私も産業医として、休職者の皆様方、この精神保健福祉センターのいわゆるリワークですね、復職トレーニングを利用させていただくことがありますけれども、生活保護受給者の精神疾患者の皆様方への復職トレーニングというものはこのセンターで提供されているのでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 精神保健福祉センターでは、生活保護受給者だけでなく、こういった方々も含めた精神障害の方から就労に関する相談を受けた場合には、必要に応じて様々な就労支援を行っているところでございます。

具体的には、今先生から御指摘ありましたように、精神科医療機関におきまして、デイケアでうつ病患者さんに対して今リワークプログラム、復職支援というものをやられているところがござりますので、そうした医療機関のデイケアに参加するための連絡調整を行っているとか、それから一部の精神保健福祉センターでは、独自の取組として自らそいつた復職支援を行っているセンターもあるというふうに聞いているところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今御答弁いただきましたように、一部の施設ではというところなんですか、今後、その休職者といふものではなく、生活保護充実のためにも、生活保護受給者の皆様方にも門戸を開放しながら更に充実した支援というものを拡充していく、そのような策はお考えではないんででしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○大臣政務官(高島修一君) 薬師寺委員にお答えをいたします。

精神障害者の就労を含めた社会復帰に関する相談は、精神保健福祉センターの重要な業務の一つでございます。

今ほど局長からもお答えいたしましたが、精神保健福祉センターにおいては、生活保護受給者を

含めた精神障害者やその家族の皆さんからの相談を受けまして、福祉事務所や医療機関などと連携をいたしながら様々な就労支援の取組を行っています。

国といったとしても、就労支援に関しまして先進的な取組を行っている精神保健センターの事例、これは例えば委員御地元の名古屋市におけるリワーク支援プログラム、これはうつ病の方を対象とした復職支援のためのプログラムでございます。

ございますが、このような事例を紹介する等により、更なる就労支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

最後に、生活困窮者の就労支援について質問させていただきます。

中間的就労が全国的に制度化されていく中で、類似の取組を行っている団体の調査をみずほ情報

総研、社会的就労支援事業のあり方に関する調査・研究事業の中で行われております。

この調査におきまして、社会的就労イコール中間的就労と取り上げますと、報告書の中には中間的就労の場で働く人の目標別割合というものが報告されています。その結果、二八・九%の方が、

生活保護や各種年金を利用しながら、地域社会に参加する場、可能な範囲で働き続ける場として中間的就労を位置付けていることも分かつております。

この結果を受けまして、この報告書の中で、社会的就労を一般就労に向かう準備段階と固定的にとらえるのではなくて、社会的就労も多様な働き方の一つとして位置付けるべきではないのかというようにも示唆されております。

中間的就労は多様的な働き方の一つとして定着させていくのか、それとも一時的な通過点としての役割を強化していくのか、お答えをいただけますでしょうか。

○副大臣(佐藤茂樹君) 今回のこの生活困窮者自立支援法における中間的就労、これは就労訓練事業ということでここで今回法の中に位置付けさせていた

だいているんですが、この事業というのは、社会

福祉法人、NPO、民間事業等の自主事業として、直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象

に支援付きの就労訓練の機会を提供するものでござります。ですから、事業の最終目標はあくまで

も一般就労でございます。

利用者は、基本的にはその就労能力の向上に合

わせて非雇用型から雇用型へ、さらには一般就労へとステップアップしていくことをこの事業では想定しているわけでございます。

一方で、ステップアップしていくことを目標にしているんですけど、一方で、利用者の状況は極めて多様でございますので、中には比較的長期にわたり中間的就労を利用する方がいることも想定さ

れます。このため、自立相談支援機関が定期的に利用者の状況を評価し、常に本人の状態に応じた支援が実施されるよう丁寧に運営をしていくこ

とが重要であると、そのように考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私は、今回、本当に初めてこのような場で質問をさせていただきました。それに当たりまして、

この生活保護法というものが六十年たつてようやく大きな改正が行われました。これは私にとって大きな驚きでございました。実際に制度疲労を

起こしているような法律というのも他にも存在するかと思いますので、私も努力しながら、今後ともこのようなことがないように、実態に合った法律改正、進めていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

まず最初に、大臣の方から、先日的小池晃委員の質問に対しての国の考え方というのを述べていた

だきました。報道によりますと、民間の会社がつづくった情報システム、これが持っている文書をそのまま使つたと、こういうことだと思います。

私は、生活保護制度という個人情報が非常にセ

ンシティップなこの分野で、民間業者に作らせたそ

の文書をそのまま使つていたということそのもの

が信じ難いと思いますし、また同時に、生活保護制度は最後のセーフティーネットであります。命にかかる生活保護行政でこういう間違いが起

こつたと。これは自治体としても、もちろん国としてもあつてはならないことであるということをまず最初に言つておきたいと思います。

そこで、大臣に聞きたいんですけど、なぜこういう間違いが、長野市で、前提という文言を使つて扶養義務が前提であるかのような誤認を与えられる、要件であるかのような誤認を与えるようになります。

使用者は、使用者の状況は極めて多様でございますので、中には比較的長期にわたり中間的就労を利用する方がいることを目標に

して、直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象に支援付きの就労訓練の機会を提供するものでござります。ですから、事業の最終目標はあくまで

も一般就労でございます。

利用者は、基本的にはその就労能力の向上に合

わせて非雇用型から雇用型へ、さらには一般就労へとステップアップしていくことをこの事業では想定しているわけでございます。

一方で、ステップアップしていくことを目標にしているんですけど、一方で、利用者の状況は極めて多様でございますので、中には比較的長期にわたり中間的就労を利用する方がいることを目標に

して、直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象に支援付きの就労訓練の機会を提供するものでござります。ですから、事業の最終目標はあくまで

も一般就労でございます。

利用者は、基本的にはその就労能力の向上に合

わせて非雇用型から雇用型へ、さらには一般就労へとステップアップしていくことをこの事業では想定しているわけでございます。

一方で、ステップアップしていくことを目標に

して、直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象に支援付きの就労訓練の機会を提供するものでござります。ですから、事業の最終目標はあくまで

も一般就労でございます。

そこで質問をしますけれども、まず要保護者から生活保護の申請があれば、今の運用であれば、扶養義務者への確認ということに、こういう届書が届くということになります。この場合の扶養義務者の範囲というのはどこまでなのかな、これについてお答えください。

民法七百五十二条に規定されています夫婦、それから民法八百七十七条第一項に規定されています直系血族や兄弟姉妹、それから民法八百七十七条第二項に規定されています三等親内の親族のうち特別な事情がある者を扶養義務者と整理させていただいているところでございます。

こういう長野市のようなことも原因の一つとして起つたと私は思つてゐるんですね。

こういう扶養届には、確かに民法八百七十七条書いてありますよ、生活保護法四条書いてありますよ。だけど、優先つて書いてあるんだけれども、要件ではないとは書いてないんですよ。だから私は、こういう届書を送るときには、扶養義務というものは要件ではないよということも誤解を与えないようにつきり書くべきだと改めて要求したいと思います。

それと、親や子供、また兄弟、これは絶対的扶養義務者ということになります。ただし、その兄

弟の子供さんですね、これは相対的扶養義務者として家庭裁判所で指定してもらわなければ、これは改めてなかなか調査する」ともできないといふ、絶対扶養義務者と相対的扶養義務者をきちんと区別しているんですよ。

ところが、この長野市の扶養届書では一緒に書いているんですよ。これもやっぱり誤解を与えるような様式になつていてると思うんですね。この様式について私はやっぱり改めるべきだと思ひますけれども、これ、どうでしようか。

○大臣政務官(高鳥修一君)辰巳委員にお答えを申し上げます。

活状況といった諸事情に応じて個別に判断されることになることから、扶養照会の書面は変える必要はないと考えております。

なお、扶養義務者に対する扶養照会は、実際に親子や兄弟姉妹という一般的に扶養可能性が高い方に対し重点的に行うことが多くなつております。またお聞きできる範囲で申請者御本人に事情をお聞きいたしております。三親等以内の親族全てに一律に行つているわけではございません。

○辰巳孝太郎君 この長野市では、一番最後に、収入、負債の状況については、源泉徴収票、給料明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してくださいと、こうも書いてあるんですね。

社会・援護局保護課保護係が出している生活保護の問答集がありますけれども、ここには、相手方たる相対的扶養義務者に対し、これは調査に当たつては十分説明し、納得を得るように努めるべきであると、ここまでちゃんと書いてあるんですね。だから、絶対的扶養義務者と相対的扶養義務

者はここではちゃんと区別して、相対的に関してはちゃんと説明しなさいということまで書いてあるんですよ。しかし、長野市のこれでは源泉徴収票まで付けると書いてあるんですから、これ、ちゃんとやつぱり様式を変えるべきだと私は思います。これ、ちゃんと検討してください。

この改正法案では、二十八条、二十九条で扶養義務者への調査の権限も強めております。しかし、今見たように、扶養義務をめぐっては、これによつて申請を萎縮させたりまた申請をとどまら

せる「つまり」のことで、水際作戦というのを横行しております。改正案のようなことをやれば、その上で会社にまで収入を調べに行くことが可能になります。こうした間違いを更に増やすことに、なるのは自明でありますから、こういう事態をこそ止める手だて、法改正ではなくて止める手だてを求めていたいと思います。

案二十四条についてであります。

通常国会に提出された政府案に加えて、生活保護の申請の際には、特別な事情がある場合は書類提出を要件とせざと、こうしたことになりました。これは、口頭での申請も可能という答弁は先ほどからしていただいております。この場合、質問なんですが、口頭での保護申請が認められるには明瞭な意思表示が要件になるというふうに思いますが、けれども、これで間違いございませんでしょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 今回の法改正二十二条の見直しは法制的な観点から規定したものであります。何度も答弁していますように、現行の取扱いを変更するというようなものではございません。

それから、保護申請につきましては、明確な意思を表示していただきて、それに応じてちゃんと適切に申請書をお渡しするよう全国会議などを通じまして指導を徹底しているところでございま

とでありましたが、しかし、現場では明瞭な意思表示があつても行政が申請書類を渡さないということが日常的に起つてゐるんですね。

二〇一二年六月、京都府の舞鶴市で、三人の子供を持つシングルマザーが所持金六百円という状況で福祉事務所に保護を求めましたけれども、行政は、帰つてください、業務の邪魔になると言いました。書類を渡さずに、その方は手書きの申請書をカウンターに置いて帰ろうとすると、忘れ物ですよと言つて突き返そうとする、こういう事例

もありました。福井事務所に申請書が欲しいと申し出ましたけれども、母や妹に頼れ、借金があるなら受けられない、とにかく申請書渡せないと、いつて、何度も何度も申請の意思を口頭で表明しても断られたということであります。窓口の担当者は、生活保護バッヂングの中で市民の声があるから遠慮してくれと発言したことでも報道をされております。

これでは、法案二十四条、これが加わって、そして運用は今までどおりといつても、幾ら繰り返しても何の歯止めにもならないんじやないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(田村憲久君) 今委員がおっしゃられたような形態が起これば、それは不適切な対応でありますから、ちゃんとここは生活保護行政を実施していただきなければならないという話であります。

そういう意味からいたしまして、今までそのような対応があるとすれば、それは不適切なわけでありますから、今般の法改正、これの中において、これ大改正でござりますから、六十年ぶりの、しっかりと各自治体窓口に対して周知徹底をしていくと、そういう機会にさせていただきたいたいと、このように思っております。

○辰巳孝太郎君 間違いがあれば正していくとか周知徹底していくとか、そういう答弁というのはもう何回も聞いているんですね。だけれども、是正がされてこないわけであります。

二〇〇七年、北九州市でも、生活保護の口頭申

請を認められずに申請書類を渡されなかつた六十年代の男性が自殺をするという事件が起りました。裁判になりましたが、福岡地裁小倉支部は、判決文で、生活保護を申請する者は申請をする意思を明確に示すことすらできないことが間々あると、こういうことを書いているんですね。

二〇一一年、これは別のケースですけれども、高松市の福祉事務所に生活保護を申請し、二〇〇九年ですね、行つたと。これも拒まれたわけですが、それでも、これでも裁判になりました。香川県はこれ却下したんですけれども、国の方は女性の訴えを認めて、二〇〇九年八月申請時に遡つて保護を支給させる決定を下したわけです。ここでの大臣裁決なんですね、福祉事務所を訪れ、対応した職員に対し請求人の生活が困窮していることを訴えていることが認められ、請求人から明確な申請の意思がされたとの判断はできない、しかし、そういう場合にも処分部は請求人に対して保護の申請を書面で提出することを求める。これ、大臣裁決で出ているんです。つまり、大臣裁決は生活困窮者が口頭で明瞭な意思表示をできない場合がしばしばあることを前提に、そうした場合には行政庁の方から積極的に書類を出して申請行為を明確化するように指示しているわけなんですね。政府にしてもここまで言わざるを得なくなっているわけです。本当に困窮している人は意思表示ができるはすとか、困窮者が明確に意思表示さえすれば対応する、だから大丈夫というのは、私はこの政府の方針にも反していると思います。

いまだに現場では、明確な意思表示があつても行政が門前払いするようなことがまかり通つてゐる、これが現実であります。この法案によつてそれが一層助長される。これはもう明確でありますから、この法案めぐつて、これを訂正するといふお考えありませんか。どうですか。

○國務大臣(田村憲久君) この法案で助長するというのがちょっと私は理解ができないわけであります、今までそういうことがあつたと、これは幾ら言つても駄目じゃないかというような発言

があられました、委員から。しかし、今まで以上の改正、今回やるんですよ。その中においては、必要な方にはちゃんと保護というものが決定されました。必要な方にはちゃんと保護といふものが決定されるようにという精神は我々もちゃんと今までどおりあると言つていてあります。これ

を機にやはり各自治体窓口に周知徹底をいかにしていくか、これは、いろんな会議もやります、そ

ういう中において徹底していくことが大事でございまして、今までやれていないから何にもやらなかつたらしいという話じゃないですかね、良くし

なきやいけないんですから。そのためにつっかりと対応させていただきたいと申し上げておるわ

けであります。

○辰巳孝太郎君 運用は変わらないんでしょう、大改正っていうんだけど。運用は変わらないといふことは変わらないわけですよ。だけど、運用は変わらないんだけど、それはこういう事件が起こっているわけですよ。そういう運用を変えないと、ということですから、この条文は削除すべきだ

と思います。

続いて、別の質問をします。

保護行政には、水際作戦、これもありますけれども、一旦申請を受け付けてから生活保護が認定されるまでの期間に、不当な扱い、不当な運用といふのが見られます。それは、保護の決定前に行

政が行う助言指導についてであります。

そこで聞きますけれども、実施機関が指導できるのはどの段階でしょうか。

○大臣政務官(高鳥修一君) お答えいたします。

生活保護法第二十七條に基づく指導及び指示は、保護の実施機関が保護の決定開始後に、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な場合に行うとしております。このため、保護の開始決

定前に法第二十七條に基づく指導及び指示を行ふことはできないことになつております。

○國務大臣(田村憲久君) この法案で助長するの受給要件を満たしているかどうかを確認するた

めに、保護申請をした方から、資産、収入の状況が分かる資料、求職活動状況報告書等の資料の提

出を求めるごとにや病院への受診を指示することは認められております。

○辰巳孝太郎君 決定前の指導はできないという

ここにはこうあるんですね。指導助言事項、一

週間にハローワークへ三回以上求人検索を行

き、一社以上ハローワークから紹介を受けた会社の面談、面接を受けること、なお、これに従わないとときは、保護の要件に欠くものとして生活保護申請の却下を含めて検討をすることになります。

稼働能力の活用を決定前に促してある文書ですけれども、面接を受けないと保護の要件に欠くものとして却下を含めて検討となつてある、これは正しいのかどうか、これ、どうです

か。

○政府参考人(岡田太造君) 御指摘の事例は、まず大阪市などに状況を詳細に確認したいと思いますけれども、面接を受けることであるとかそういうのは、御指摘のように二十七条の指導、指示と誤解される可能性があろうかと思います。先ほど言いましたように、保護の決定、実施に当たりまして、保護の受給要件を満たしているかどうかを確認するために、資産、収入の状況を分かる資料であるとか求職活動報告などの資料の提出を求めることがあります。これが法律上の規定でございまして、保護の受給要件を満たしているかどうかを確

めます。

これは前回も御説明させていただきましたけれども、局長通知では……

○委員長(石井みどり君) 時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔に願います。

○政府参考人(岡田太造君) はい。失礼しました。

局長通知では、画一的にやるんではなくてやっぱりその方の状況に応じてやるということで伝えておりますので、その裁判の趣旨に反しているものではないとを考えているところでございます。

○委員長(石井みどり君) 辰巳孝太郎君、時間を過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○辰巳孝太郎君 もう実態には合いませんから、これ見直すべきだと思います。今求められているのは法律の改正ではありません。誰もが人間らしい生活を営む権利がある、この憲法二十五条の精神を生活保護制度の運用に入れ込むべきだということを訴えて、私の質問を終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でござります。

ちょっと質問の方を絞り込みまして質問をさせ

やつぱりこの間の新宿七夕裁判や岸和田の判決でもあるように、稼働能力を活用する意思について、これやっぱり判決では、社会通念上、最低限度必要とされる限度で、努力で事足りるというところが、これは大阪市なんですかね。ところが、局長通知なんかでは、真摯に求職活動と、この文言がやっぱりもう躍っていると思うんですよ。

私は、この間の裁判の判例に際しても、やっぱり真摯に求職活動、これはもう実態に合わないし、判例、判決にも合わないと思います。これ変更する、そういうつもりありませんか。

○政府参考人(岡田太造君) この前の岸和田市の関係の裁判でございますけれども、稼働能力を活用しているかどうかという判断をどうするかといふことだと思いますが、これはやっぱり基本的にその方の個人の状況に応じてどういうことが可能なのかということを基にして判断すべきだというような裁判所の御判断だというふうに思つております。

私は、この稼働能力の活用なんですかね、

ちょっと質問の方を絞り込みまして質問をさせ

ていただきたいと思います。
まず、生活困窮者自立支援法案についてお伺い

まず、生活困窮者自立支援法案についてお伺いをさせていただきます。

生活困窮者自立支援法案では、その第六条第一項第四号におきまして、都道府県等は、生活困窮者である子供に対し学習の援助を行う事業を行なうことができるというふうにされております。子供の学習を支援することは貧困の連鎖をなくすと、いう観点から非常に重要な取組であるというふうに考えておりまして、こういった施策が入つてくるということは評価をさせていただいておりまます。

大阪市では、平成二十四年度より西成区におきまして塾助成事業が実施されています。これは、学校外教育に利用できるクーポン券及び利用者IDカードを交付して子供の学力や学習意欲の向上を図るという事業であります。複数の登録された学習塾等から子供が自分に合った学習塾等を選び受講することができ、大きな学習効果を發揮することができるというふうに聞いております。

ただ一方で、子供の学習支援とはいえ、生活に困窮する保護者に対し現金を支給するような事業については、その用途が事实上制限されていないために、子供の学習支援にとって有効な事業にはならないものとも思われます。また、事業者への委託を行うことによってこの学習支援事業を実施する方法によりますと、契約内容にもよりますが、事業者が受講者数を水増しして不正に補助金などを受給するなどの可能性もあり、一つの事業者だけに委託するような場合は、子供の選択肢を奪つてその子に合った学習ができず、学習効果が十分に期待できないようなケースも考えられております。先ほど相原委員からも御指摘がありましたが、本当に大阪でありましたNPOの求職支援の不正、こういった問題もありますし、そこはきちんとチェックしていくべきやならないというふうに思つております。

こうしたことから、財政状況が悪化している

現状の下で適正な事業の執行というのが求められているということは言うまでもありません。本事

そうではなくて、中で今進めさせていただいているわけですが、いずれにいたしましても、そういうようなお考え方もあるんだろうとい

○東徹君　これも報道ですけれども、診療報酬が質問の医療扶助費がどの程度増加するかということについては、現段階では御答弁は差し控えたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 今委員おつしやられた
と思います。

うふうに思います。
これからいろいろと検討をしていく中において
は、一つの考え方として検討はさせていただきた

○東徹君 これも報道ですけれども、診療報酬が仮に一%上ると国民負担が約四千億円増えると いうふうなことが言われております。人々、高齢

いというふうに思います。
○東徹君 埼玉県の事例を挙げられましたけれども、本当にこういった連鎖というか、そういうつたものを断ち切ることができるように効果が發揮できることを期待を申し上げたいというふうに思いました。

化の進展などによって社会保障費全体の増加傾向にあって、国の財政状況が悪化しているという状況にあることを踏まえると、消費税の引上げに合わせて単純に診療報酬を増額させるのではなくて、医療扶助費の増加を、何らかの対策を取る必要があるというふうに考えておりますが、この点

続
きま
し、
生
活
保
護
の
医
療
扶
助
費
に
つ
い
て
お
伺
い
を
い
た
し
ま
す。

について御見解をお伺いしたいと思います。
○副大臣（佐藤茂樹君） ですから、先ほどの診療報酬の改定内容にかかわらず、生活保護費の約半分、平成二十三年の実績で四六・九%ですが、と
いう高い比率を占めるこの医療扶助の適正化を推進していくことは、生活保護制度に対する国民の信頼と確立につながる、即ち商つて、意

れますと、生活保護の医療扶助における診療報酬が国民健康保険の例によるとされていて、これら、医療扶助費も増える関係にあります。

信頼を確保する上で御指摘のとおり極めて重要な課題だと考えております。

活保護における医療扶助費がどの程度増加すると想定されているのか、お示しいただきたいと思います。

適正化に向けて、一つは、一部の医療機関等による不正事案について厳正に対処する必要があるために、改正法案で指定医療機関制度について指定要件又は取消し要件の明確化や指定の有効期間の

おり、厚生労働省においては、九月二十五日の医療機関等における消費税負担に関する分科会で議論を行つての議論の中間整理では、今御指摘のように、消費税率八%の引上げ時には診療報酬改定により対応すると、そういうことにしているんで

導入等の見直しを行っておりますとともに、国による指定医療機関への直接指導も可能とするという、そういう法改正にしております。

もう一つは、七日の議論でもありましたけれども、いわゆるジェネリック医薬品、後発医薬品の更なる使用を促進するために、既にこの法改正と

に伴う診療報酬における対応については現在検討しているところでございまして、内閣で十二月の下旬に改定率が決められることになると思います。

生活保護の医療扶助への影響額についても、診療報酬の改定率を用いて年末の予算編成過程において検討していくことになると思いますので、御

う取組を通して今御指摘の医療扶助の適正化を推進してまいりたいと考えております。

○東徹君 医療扶助の適正化、非常に大事だといふふうに思つております。

先日の質問の際にも、医療扶助について、生活保護を受給されていない年金受給者の方も自己の医療費について一部負担されているのでありますから、生活保護受給者につきましても一部自己負担導入を検討されてみてはといふうことをお伺いさせていただきました。その際、医療扶助費全体が伸びているのは、生活保護受給者数の増加、特に六十歳以上の高齢の生活保護受給者数の増加していること、また生活保護者の中で長期入院を必要とする精神疾患者が多いということを理由として御答弁いただいたといふふうに思つております。

一方、通院についてお伺いをしたいと思つております。

厚生労働省の資料では、診療日数が過度に多い者、同一疾病で月十五日以上の通院が三か月以上継続しているいわゆる頻回受診者、平成二十三年度では一万八千八百四十七人の中から適正受診指導者として四千二百七十三人を選んだ上で指導を行ひ、その結果、千八百三十四人が適正な受診日数を改善されたということあります。改善者数割合としては四一・九二%というのですが、残りの約五七%の方についてはどのような結果になつたのでしょうか。適正受診指導対象者をどのように選んだのか、その基準も併せて具体的にお示しいただければと思います。

○副大臣(佐藤茂樹君) 今、東委員御指摘のとおり、生活保護受給者に適正に受診していく大切なことは、制度に対する国民の信頼を確保する上で極めて重要だと考えております。

今、既に質問の中で御説明されましたけれども、診療日数が過度に多い方に対しても、福祉事務所は個々の状況を把握した上で適正受診指導を実施しております。具体的に申されたとおりでございまして、まず福祉事務所は、同一傷病につい

て、同一月内に同一診療科目を十五日以上受診している月が三か月以上続いている者をレセプト点検により抽出し、嘱託医等のレセプト点検や主治医訪問等によつて不適切な受診であるかを判断を行い、不適切な受診と判断された者に対し適正受

診指導を行うこととしております。

〔理事古川俊治君退席、委員長着席〕

本取組において、今質問の中で述べられた数字は平成二十三年度の数字でございまして、不適切な受診と判断された者の中四二・九%の者の受診状況が改善しております。残り約六〇%の方はどうなつたのかといふことなんですが、残りの方々についても、これは二ヶ月続けてどうなつたかという改善を見ていかないといけないので、今引き続き具体的には適正指導を実施しているとうそういう状況でございます。

その上で、平成二十四年十月にこの福祉事務所の電子レセプトシステムの機能強化を行いました。それによりまして、地方自治体から過度な受診が疑われる者の迅速な抽出が極めて早く可能になりましたために、頻回受診者に対する適正受診指導の効果が生じているという、そういう報告も受けているところでございます。

○東徹君 是非、引き続き御検討をしていただきたいといふふうに思ひます。

もう一つ、国の財政状況は非常に厳しい状況にありますて、指定都市市長会からは、平成二十五年七月二十四日付けの生活保護制度の見直し等に関する指定都市市長会要請として、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みの導入による医療費扶助の更なる適正化という重要な課題が残っていることが指摘をされているところであります。

生活保護制度が将来にわたつて適正に実施していく上でも、医療扶助制度として、頻回受診の抑制による適正化のため、通院部分について、生活保護受給者に對し、例えば通院を一回五十円程度を求める、一部自己負担を導入することは検討する必要がありますが、いかがでしょ

うか。

○副大臣(佐藤茂樹君) この御質問については先週の七日の日に東委員の質問に田村大臣も同様の質問でお答えしているところでございますが、医療扶助への一部自己負担の導入は、生活保護受給者については、金銭的な理由により医療機関への受診が抑制される可能性が否定できず、場合によつては必要な受診まで抑制してしまうおそれがある等の理由から、通院のことを述べられましたけれども、通院だけであつてもやはり慎重な検討が必要であると私どもは考えております。

○東徹君 是非、引き続き御検討をしていただきたいと思います。

前回一分超過しましたので、今日は三分早めに終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。よろしくお願いします。

十一月七日の津田議員の質問への田村厚生労働大臣の答弁は、窓口に来られて、それから申請に行かれる方々が約五〇%とおっしゃっています。申請前の窓口での相談が実際に水際作戦になつてゐるのではないかとおもいます。

○福島みづほ君 窓口での相談が実際に水際作戦になつた。

○國務大臣(田村憲久君) やはり相談の方々の

申請権 자체がこれがやつぱり侵害されることにはこれは問題があるわけですが、なぜならいように我々はしっかりと周知徹底をしていかなければ問題があるわけですが、先般言いました、窓口に来られて、そのまま申請書類の交付まで至らずに終わられたという方が五割ぐらいおられる、こういう話をいたしました。

こういう方々は、要は、そもそも相談にいろんな形で来られたという方々もおられると思います。それから、相談した結果、いろんな福祉策がありますから、そういうもので対応すれば生活保護に至らなくてもよかつたという方々も思ひます。

おられると思います。さらには、要件を満たない、つまり收入があつたりですか預貯金があつたりなどしまして要件に満たない、至らなかつた

方々もおられるわけでございまして、そういう方々が基本的にこのようない形の方々であろうとふうに我々認識をいたしております。

○福島みづほ君 七夕裁判、それから岸和田裁判、いろんな全国各地での裁判例を見ると、この認定されていますので、是非、この五〇%、相談窓口の相談というところで追い返されてしまうという実態があるので、この窓口での相談が実際に水際作戦になつて、そのは裁判の中でも必要であると私どもは考えております。

申請事項や申請時の様式も含め、現行の運用の取り扱いを変えるものではありませんと、十一月七日、佐藤副大臣は答弁をしています。変えるものではないということ、という答弁なんですが、二十四条の新設により、生活保護の実施要領や生活保護手帳、生活保護手帳別冊問答集が変わるんでか変わらないんですか。

○副大臣(佐藤茂樹君) 前回御答弁いたしましたように、申請事項や申請時の様式も含め、現行の運用の取り扱いを変えるものではございません。

ただ、この二十四条の申請に係る規定の中で、申請書を作成することができない特別の事情ですね、この委員会でも議論になりましたが、特別の事情については、施行に当たつての省令や関係通知等を改正し具体的に示す必要があると考えておりますが、これも現在事務連絡で示しておられます。

と同様でありますて、現行の取り扱いを変えるものではありませんが、しかし、先ほどありましたけれども、省令や関係通知等をしっかりと示す予定になつておりますので、その部分については、質問の中で言われました生活保護の実施要領であるとか、あるいは生活保護手帳の別冊の問答集とか、こういうところについては変わってくることにならうかと思います。

○福島みづほ君 変わる。

○副大臣(佐藤茂樹君) 変わり得る、こここの部分をはつきりさせるためにですね。

○福島みづほ君 じゃ変わるんですね。

○副大臣(佐藤茂樹君) いや、だから……。

○福島みずほ君 つまり、問答集を変えないとい

うのであればなぜ二十四条を新設するんですかと

突つ込もうと思つたんです。でも今は、変わらな

いが変えるという答弁ですよね。だから、その変

わる中身が問題ではないかと私たちは問題にして

いるんですね。変わるんですね。

○副大臣(佐藤茂樹君) 要するに、現行の運用、

取扱いを変えるものではないと、ただし、特別の

事情と、いうのが今回御存じのとおり入りましたか

ら、これはどういうことなんだということについて

しっかりと省令や関係通知等を改正して示す必

要があるだろうと、そういう予定をしていくとい

うことになります。

○福島みずほ君 分かりました。

○福島みずほ君 といふことは、生活保護手帳や生活保護手帳別

冊問答集は変わらない、しかし、政省令が変わる

ので、それについてより分かりやすくするためは

あり得るという、こういうことでよろしいです

ね。

○副大臣(佐藤茂樹君) はい。

○福島みずほ君 でも、変わらないんだつたら、条文作る必要な

いじやないですか。二十四条の条文変える必要な

いじやないですか。新設、必要ないじゃないですか

か。政省令、通知か何か出して、こう変わります

とやればいい話でしよう。

○政府参考人(岡田太造君) 法二十四条を改正することにつきましては、今まで何度も御説明いたしまして、法律上の問題として、調査を行うのであればその申請についてきちんと法律上に位置付けるべきだというようなこともございまして、法律の位置付けをさせていただいたらところでございます。

ただ、御答弁させていただいているとおり、その運用については内容を変えるものではございません。

○福島みずほ君 いや、二十四条新設したら中身

二十四条八項の立法趣旨は何ですか。

○政府参考人(岡田太造君) 二十四条の八項の立

法趣旨でございますけれども、今回二十四条八項に定めます扶養義務者の通知につきましては、扶

養義務者に対して報告を求めることや家庭……

○福島みずほ君 何を求める。

○政府参考人(岡田太造君) 報告を求めることが家庭裁判所を活用した費用徴収を行うことがあります。

○福島みずほ君 いや、さんざん、もう生活保護

四条があるので、厚生労働省は、扶養義務は生活保護の要件ではない、だから前提とした長野市役所のこれは間違っているというふうにしているわけです。だから冒頭の大臣の答弁があつたわけで

すが、実は二十四条八項は、通知をするわけで、調査もできるわけでしょう、扶養義務者に。とすると、実は生活保護四条を抜本的に解釈改憲する

ような、四条をやつぱり変えてしまうことになる

というふうに思つうですね。

○福島みずほ君 局長はもう分かっているんです

要するに、扶養していますかという問い合わせです。だから、あなたは扶養していますかという扶

養の実態を聞いてその分生活保護を減らす、これ

はいいんですよ、要件としていないから。しかし、扶養できますかと、できれば扶養してもらいたいといつて、例えば私が生活保護の申請すれば、開始をする前に、申請をしただけで、扶養で

ますかというのを扶養義務者、三親等の姻族も

含めて聞くということになると、生活保護が禁止をされ

ます。これは前も言いましたが、嫌がらせですよ。

○福島みずほ君 いや、もしそうであれば、生活

保護を申請したときに通知をするんですよ。しかも、調

査ができる。

○福島みずほ君 これは前も言いましたが、嫌がらせですよ。

○福島みずほ君 だから、あなたは扶養してもらいたい

いんですよ、扶養義務者、三親等の姻族も

扶養できますかと、できれば扶養してもらいたい

といつて、例えば私が生活保護の申請すれば、

開始をする前に、申請をしただけで、扶養で

ますかというのを扶養義務者、三親等の姻族も

含めて聞くということになると、生活保護が禁止をされ

ます。これは、何度も御説明いたしますように、扶養は生活保護に優先するという形になつております。

○政府参考人(岡田太造君) 法律、生活保護法の

第四条第二項に定めていますとおり、民法による扶養は生活保護に優先するという形になつております。

○國務大臣(田村憲久君) まず前提として、扶養

照会すること自体が本人の自立にとつてやはり適

していな場合には、扶養照会自体、それは三親等の中の例えおい、めいという話になると思

います。基本的には、もちろん、親であるだとか兄

弟であつてもそういう場合はあると思います、明確にそういう形で扶養照会すること自体が実害があるという場合に關して。

○大臣政務官(高鳥修一君) 福島委員にお答えをいたします。

保養の申請があつたときは、要保護者の扶養義

務者の存否を要保護者から申告をいたぐるとも

いいたしております。その後把握いたしました扶養

仮に、扶養するだけの能力があつて、家事審判等々で、費用徴収の蓋然性がある方であつて、そ

れに對して扶養照会したけれども扶養する意思がないという場合、生活保護としてはそれは決定しま

す。決定した上で、しかし、この人は本来蓋然

性があるからと、いうことであつて、報告、通知

きまして、先ほどの生活保護法の条文で、前回も

御説明ましたが、費用徴収という言葉がござい

ますので、家庭裁判所でそういった申立てをして

審理をしていただくというようことが適當だと

いう場合について、この状況をもちまして関係者

に通知し、報告を求めて、その費用徴収の手続を

やるということをできるようにしているとい

うことでござります。

○福島みずほ君 局長はもう分かっているんです

要するに、扶養していますかという問い合わせ

ですが、実は二十四条八項は、通知をするわけで、調査もできるわけでしょう、扶養義務者に。とすると、実は生活保護四条を抜本的に解釈改憲する

ような、四条をやつぱり変えてしまうことになる

というふうに思つうですね。

○福島みずほ君 局長はもう分かっているんです

要するに、扶養していますかという問い合わせ

義務者につきまして、その職業、収入や要保護者との交際状況につき要保護者その他の関係者より聴取する等の方法により、扶養の可否を確認する

前に申請しただけで関係が壊れてしまうというのを条文化しているんですよ、これ、今回。

て対応いただければというふうに思いますけれども。

員も御承知のとおり、生活保護を受けられて就労自体と離れられるということになりますと、それ

聽取する等の方法により、扶養の可否を確認することといたしております。

今までと変わりありませんよと言われても、これはもう偉大なる水際作戦だと。答弁とそれから条文が違うんですね。これは運用に任せていると

○福島みずほ君 これ、運用面で随分各地でも違
う例になると思想しますし、非常に問題が起きると
思ひますので、是非、第三者委員会、苦情処理委員会、

の可否を求めることがかえって本人の自立を阻害することになりかねない場合もあることから、申

ころが非常に多いし、指導すると、窓口が不用意に親、親類に連絡しないということをどうやつて

員会を設けてくださるよう、この厚生労働委員会でも引き続き追及していくますが、よろしくお願ひ

○福島みずほ君 講者から丁寧に聴取を行うことが重要であると考
えております。

担保するのか。これは不服申立ての第三者委員会とかを設けるんですか。

いします。
二十八条八項の厚生労働省令で定めるところに
より通知するとあるんですが、一体何を通知する

族に知られたら嫌だとか、自分が調査を受けるわけでしょう。通知をもらう側も、何か親類の中の不幸の手紙じゃないけれども、通知来てどうしようと、妻にばれたらどうしようとかという場合もあるかも知れない。それから、申請する側も、実際に、手紙をもらつたり、皆さんからると、親に言えないから申請に行つてはいるのに、親のところにどんどん電話掛けられてしまうというのがあるんですね、そうしたら親はもう激怒するとかです。

変わることころではありますから、ですから、今までそのような形で扶養照会をさせていただいたわけですよね。ですから、そこが急に制度が厳しくなつてという話ではないんだというふうに思います。

あわせて、これは照会された方々がどう不服を申し立てるかという話でありますけれども、基本的に行政処分ではありませんから、例えば自治体の相談窓口でありますとか、都道府県の行政評議會

私が、私は頑張っているけれど親にも子供にも連絡しないでくださいと窓口で言つたら、それまではね。

事務所でありますとか、さらには総務省がやられている管区の行政評価局ですか、こういうようなところが対応をするというふうな形になるという

聞いてもらえるんですか。
○國務大臣(田村憲久君) いや、それは事情によ
ると思いますよ。

ふうに思います。
○福島みづは君　この参議院の厚生労働委員会の
通常国会のときに、ほつとプラスの藤田さんが、

例えば、今も言わされたとおり、自立を阻害するようなことであればそれは言うなれば扶養照会しないという場合もあると思いますし、ただ単に親

水際作戦対応委員会のような外部機関を設置すべきではないかと提案をしています。是非そのことを考えていただきたい。

に言われたくないだけではなかなかそれは理解されないかもしれません、どういう理由なのかということを総合的に判断して扶養照会をするかどうかということをお決めるわけでありますから。

つまり、扶養義務者に通知するというようなものがすごいトラブルを起こすかもしれない、そういうときにどうかといつてやっぱり争えるところ、そういうチェック機関を設けていただきたい。どうですか。

○福島みずほ君　でも、これハンディキヤップを持つっている人たちやいろんな人たちからも要請を受けていますが、親を押しきつて一人暮らしをしているとか、連絡されるだけでもう家族関係が壊れちゃうとか悪化するということは容易に想像付くわけです。ですから、結局、生活保護をもらう

○國務大臣(田村憲久君) ですから、今申し上げたような生活保護、実際問題、管区行政評価局の中においては電話相談の窓口もつくるておりますので、そういう中で御相談をいただく中でいろいろとその問題に関しては解決に向か

○福島みずほ君　法案成立前の五月十六日から法案の趣旨を先取りして就労支援が強化をされておりますが、保護開始後三か月から六か月段階で低額であっても一旦就労を基本的な考え方としておられます。

ここで言う低額であってもの低額とは最低賃金をクリアするんでしょうか、それとも最低賃金以下でもよろしいんでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君)　ここで書かれております低額であっても一旦就労というような形は、委

○国務大臣(田村憲久君) 多様な主体がいろんな形でこれは対応いただくという話になりますから、当然NPO等々、それから民間の団体等々と連携しながら、もちろんハローワークでありますとか福祉事務所等々がチームで支援を進める中において対応していくということにならうと思いますけれども、そこでは今挙げたようなNPOや民間団体ともしっかりと協力できる部分は協力をしていくという話にならうと思います。

第七部 勞動委員會会義錄第四号 平成二十五年十一月十二日 【參議院】

なお、そこは一応国の許可を得たところになる

と思います。

でひどいのもあるんじゃないの」というふうに委員

は御心配をされておられると思います。その点は

しつかりやはり自治体がそういうところに対し

て、何といいますか、基準を持つて対応していく

ということが大事だろうと思いますから、そのよ

うな委員が心配されておられるようなことが起こ

らないように我々も周知徹底を図つてまいりたい

というふうに思います。

○福島みずほ君 終わります。

○委員長(石井みどり君) 他に御発言もないよう

ですから、両案に対する質疑は終局したものと認

めます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表し、生

活保護法の一部改正案及び生活困窮者自立支援法

案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、申請書の提出を法律で

義務付けることにより、現行法下で行われている

水際作戦を合法化させる点です。法律の本則に申

請書など書面の提出を義務付ける制度はほかに

ありません。また、申請時に、現行の施行規則で

定めている記載事項よりも改正法では法律上の記

載条項が多くなつており、明らかに申請のハード

ルを高くするものであります。口頭申請に関しても

特別な事情がある場合はこの限りではないとなつ

ていますが、基本的に文書での申請が義務付けら

れることに変わりなく、特別な事情は行政当局が

判断するものであり、申請権が侵害される危険性

は否定できません。

第二の理由は、扶養義務者に対する調査権限の

強化が盛り込まれ、扶養義務の履行が事实上要

件化されたために、給付制限・抑制が更に進む

事態が懸念される点です。保護が必要とする人

たちに、親族に知られたくない、迷惑を掛けた

くないと更に申請を断念させることにつながり

ます。

現行法の下でも、窓口では教示義務違反や申請

書を渡さない、受理しないという事態が多発して

おり、生活保護の給付を断られ餓死者が出ている

中で、申請書の義務付けや扶養義務の強化は困窮

する要保護者に対して制度の利用を一層困難に

します。

第三に、生活保護の見直しと一体的に出された

生活困窮者自立支援法案は、他法他制度優先を口

実として、生活保護を受けるべき人が受けられず

に支援事業に誘導され、保護の申請権を侵害しか

ねないこと、支援事業の事業者の資格基準がない

ために貧困ビジネスが拡大するおそれがあるこ

と、就労訓練事業も、取りあえず就労させること

で最低賃金を下回る仕事が広がれば、地域の賃金

相場を引き下げることになりかねません。

先国会で廃案後も、これらの懸念に関係団体や

研究者からの厳しい批判が相次ぎ、反対の世論が

広がっています。国連の社会権規約委員会からも

指摘されているように、生活保護の捕捉率が二割

という国際的に低い現状を改め、申請手続の簡素化

など、保護を受けるべき人が受けられる仕組み

づくりこそ求められています。

以上、憲法二十五条の理念を空洞化させる生活

保護法案の廃案を強く求め、討論を終わります。

○福島みずほ君 社民党を代表して、今般の生活

保護法一部改正法案と生活困窮者自立支援法案に

ついて、反対の立場から討論をいたします。

まず、生活保護法の一部を改正する法律案につ

いて採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石井みどり君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多數をもって原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

この際、津田君から発言を求められております

ので、これを許します。津田弥太郎君。

○津田弥太郎君 私は、ただいま可決されました

生活保護法の一部を改正する法律案に対し、自由

民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党

及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議

条が扶養義務の補足性を規定し、扶養義務を生活保護の要件としていることを根本的に実質的に変えてしまう危険性があります。扶養義務者へ通知されるということで、生活保護の申請そのものをやめる人が多く出るでしょう。また、就労支援は稼働能力のある世帯を生活保護制度から追い出すことにもなりかねません。

第二に、生活困窮者自立支援法案は、とりわけ稼働年齢層を生活保護受給につなげないためのハードルとして機能する危険性があります。内閣府事業のパーソナル・サポート事業を一部取り入れているという点では評価できますが、寄り添い型、伴走型の支援が本当に可能なのか不透明です。

貧困及び生活困窮は家族や血縁に押し込めて解決する問題ではありません。今こそ税と社会保障と雇用の一体改革が必要です。切りやすいところから切るというびほう策ではなく、政府は、税の再分配機能の回復、非正規労働者の待遇改善やブラック企業と称される劣化した職場の立て直し、社会保障の立て直しを優先すべきだと指摘し、これからも一人一人の生存権を守るために働くことをお誓いし、反対討論をいたします。

○委員長(石井みどり君) 他に御意見もないよう

ですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、生活保護法の一部を改正する法律案につ

いて採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石井みどり君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多數をもって原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

この際、津田君から発言を求められております

ので、これを許します。津田弥太郎君。

○津田弥太郎君 私は、ただいま可決されました

生活保護法の一部を改正する法律案に対し、自由

民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党

及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議

案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

生活保護法の一部を改正する法律案に対

する附帯決議(案)

「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確實に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を

図り、国民全体の理解を得るよう努めるこ

と。

二、申請権侵害の事案が発生することのないよ

う、申請行為は非要式行為であり、障害等で

文字を書くことが困難な者等が口頭で申請す

ることも認められるというこれまでの取扱い

や、要否判定に必要な資料の提出は可能な範

囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあつてはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。

三、生活保護制度の説明資料、申請書等につい

て、保護の相談窓口に常時配備するなど、相

談窓口における適切な対応について指導を徹

底すること。また、相談窓口の対応等につい

て実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑

われる事案が生じた場合に、不服のある相談

者等が相談できる機関を設置するなど、制度

のより適正な運営に向けた相談体制の在り方

について検討すること。

四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たつ

ては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や

要件とはならないことを明確にするとともに

、事前に要保護者との家族関係、家族の状

況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。

促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切

○委員長(石井みどり君) 次に、生活困窮者自立支援法案について採決を行います。

○國務大臣(田村憲久君) ただいま御決議になら
れました附帯決議につきましては、その趣旨を十
分に尊重いたしまして努力いたす所存でございま
す。

○發言を認められておりますので、この際、これを
許します。田村厚生労働大臣。

の責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのためには支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

○委員長(石井みどり君) ただいま津田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(石井みどり君) ただいま津田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

右決議する。

進めへいと。

六、生活保護制度の実施体制については、受給者数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要がある。

この際、津田君から発言を求められておりますので、これを許します。津田弥太郎君。
○津田弥太郎君 私は、ただいま可決されました生活困窮者自立支援法案に対し、自由民主党、民のと決定いたしました。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者の支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性とを図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

員会の決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、田村厚生労働大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。田村厚生労働大臣。

○國務大臣(田村憲久君)　ただいま決議になられ
ました附帯決議につきましては、その趣旨を十分
尊重いたしまして努力いたす所存でございます。
○委員長(石井みどり君)　なお、両案の審査報告
書の作成につきましては、これを委員長に御一任

案文を朗読します。

死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関する見識と有する者等、関

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議(案)

六、本法に規定された各種施策を実施する費用
適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、以上
よう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行いうよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

善・修正が適切に行われるようになるとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移

、津田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委
会の決議とすることに決定いたしました。

第七部 厚生労働委員会会議録第四号 平成二十五年十一月十二日 【参議院】

一、障害者福祉についての新たな法制に関する
請願(第一五九号)

第一四三号 平成二十五年十月二十五日受理

保険で良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 愛知県豊田市 松森克年 外二千
一名

紹介議員 大塚 耕平君

口腔ケアが高齢者の誤えん性肺炎を減らすこと、歯科治療が日常生活能力や運動機能の改善につながることは明らかになっている。全国保険医団体連合会が実施した「歯科医療に関する一万人市民アンケート」では、九割の人が歯は全身の健康にとって大切と答えているが、四割近くが時間が長い、お金がないと歯科にかかれなくなっている。働く人の三人に一人は非正規労働、四人に一人は年収二百万円以下という社会状況を背景に、高い窓口負担のために歯科治療を中断する人が六割に上っている。先のアンケートでは九割を超える人が、保険の利く範囲を広げてほしいと答えている。高い窓口負担に加え、歯科では保険の利かない治療が歯科受診を妨げる要因になっている。

一部負担金が免除された東日本大震災の被災地で、歯科受診する人が増えているように、いつでも、どこでも、誰もが、お金の心配をせず保険で良い歯科医療を実現することは、患者、国民、歯科医療担当者の共通の願いである。

については、国の歯科医療にかかる予算を増やし、次の事項について実現を図られたい。

一、お金の心配をせず、歯科医療が受けられるよう、窓口負担割合を引き下げること。
二、保険の利く歯科治療の範囲を広げること。

第一四四号 平成二十五年十月二十五日受理

保険で良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 大阪市 藤田菜未 外五百名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一四九号 平成二十五年十月二十八日受理
保険で良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 大阪府八尾市 大芝佑希 外五百
名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五〇号 平成二十五年十月二十八日受理
七十七四歳の患者窓口負担一割の継続に関する請願

請願者 大阪市 高本英司 外二千九百九
十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

長引く不況と厳しい雇用環境の下、働く人の所得が減り続ける中、六割を超える世帯が、現在の生活が苦しいと感じている。原則三割の窓口負担の下で、病気になつても受診をためらう、経済的理由から必要な治療や薬を中断するなど、受診抑制はますます深刻である。他の先進諸国では、

窓口負担は無料や低額がほとんどである。本来、負担の心配がなく誰でもどこでも安心して受けられる医療制度が必要であり、医療・社会保障の充実は、国民生活の安心の土台である。

については、安心して暮らしたいという国民の切実な願いの実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、患者窓口負担を大幅に軽減すること。

少なくとも、患者窓口負担を直ちに、現役世代は二割、六十五歳から七十四歳は一割、義務教育終了までの子供と七十五歳以上の高齢者は無料にすること。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、七十七四歳の患者窓口負担一割を継続すること。

二、患者窓口負担を大幅に軽減すること。

一、七十七四歳の患者窓口負担一割を継続すること。

二、患者窓口負担を大幅に軽減すること。

第一五七号 平成二十五年十月二十九日受理

再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原

子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に
関する請願

請願者 新潟市 長谷川修 外九百九十九
名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

「提言」は、内閣府に設置された総合福祉部会十五人の二年余りにわたる真摯な議論が收められた、日本の障害者分野において画期的な政策文書で、その底流には、障害者権利条約の理念と、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意があつた。

第一五八号 平成二十五年十月二十九日受理
患者窓口負担の大幅軽減に関する請願
請願者 愛知県安城市 堀尾豊 外六千九
百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

非正規雇用が増加し、一世帯当たりの平均所得は減り続け、現在の生活が苦しいと感じている世帯は六割を超えている。患者窓口負担が現行の三割負担の下では、病気になつても受診をためらう、経済的理由から必要な治療や薬を中断するなど、受診抑制は深刻である。他の先進諸国では、

窓口負担は無料や低額がほとんどである。本来、負担の心配がなく誰でもどこでも安心して受けられる医療制度が必要であり、医療・社会保障の充実は、国民生活の安心の土台である。

については、安心して暮らしたいという国民の切実な願いの実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、障害者総合支援法を「障害者総合福祉法の骨格」に関する総合福祉部会の提言に沿つて見直すこと。特に、地域生活を送るための支援にかかる費用については、原則無料とすること。

二、障害者関連予算について先進国との平均レベルまで拡充すること。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、患者窓口負担を大幅に軽減すること。

少なくとも、患者窓口負担を直ちに、現役世代は二割、六十五歳から七十四歳は一割、義務教育終了までの子供と七十五歳以上の高齢者は無料にすること。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、七十七四歳の患者窓口負担一割を継続すること。

二、患者窓口負担を大幅に軽減すること。

一、七十七四歳の患者窓口負担一割を継続すること。

二、患者窓口負担を大幅に軽減すること。

第一五九号 平成二十五年十月二十九日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願

請願者 福岡市 是永智恵美 外二千九百
九十九名

紹介議員 松山 政司君

東日本大震災・福島第一原発事故から二年が

たつたが、福島県を始め、被災地ではいまだに復興の道筋が見えない。また、障害のない人に比べて障害のある人の死亡率が異常に高い事実が明らかにされており、天災だけでは論じられない、障害ゆえの不利益、すなわち人災という側面がかかる見える。二〇一一年八月にまとめられた

「障害者総合福祉法の骨格」に関する総合福祉部会

平成二十五年十一月二十五日印刷

平成二十五年十一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

F